

議案第56号

備前市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

備前市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年6月5日提出

備前市長 田原隆雄

備前市条例第 号

備前市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

備前市災害弔慰金の支給等に関する条例(平成17年備前市条例第121号)の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

(利率)

第14条 災害援護資金の利率は、延滞の場合を除き、無利子とする。

第16条を第17条とする。

第15条第1項中「又は半年賦償還」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第3項中「、保証人」を削り、「第12条」を「第11条」に改め、同条を第16条とし、第14条の次に次の1条を加える。

(保証人)

第15条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、市長が認めた場合を除き、保証人を立てなければならない。

2 前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務(令第9条の規定による違約金を含む。)を負担するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の備前市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。